

令和2年第3回臨時会

令和2年度補正予算（案）の概要

第3回臨時会では、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」などを活用し、収入の減少が見込まれる子育て世帯への支援として「新生児臨時給付金支給事業費」や、新たな企業誘致の取組みとして「おたるワーケーション推進事業費」などを計上したほか、インフルエンザの流行期や発熱患者等の増加に備えて「地域外来・検査センター事業費」及び「受診・相談センター設置事業費」を計上しました。

会 計 名	補正予算額
一 般 会 計	5, 554万5千円

【補正予算の主な内容】

◇ 新型コロナウイルス感染症対策関連予算

« 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」活用事業（市独自） »

離職者支援給付金支給事業費 295万円

（2臨）1,580万円→（補正後）1,875万円

対象期間の延長に伴う支出見込額の増

変更前	変更後
令和2年3月1日から 9月30日までの間に離職	令和2年3月1日から 12月31日までの間に離職

・申請期間：令和2年12月1日～令和3年2月1日

・本給付金を既に受給した者は対象外

児童福祉施設等職員慰労金支給事業費 380万円

（3定）3,460万1千円→（補正後）3,840万1千円

支給対象者の精査に伴う増

新生児臨時給付金支給事業費【繰越明許費】

710万円

(繰越明許費 710万円)

収入の減少が見込まれる世帯のうち、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた子どもに対し、一人当たり5万円を支給

- 支給要件：①又は②、及び③④に該当する世帯

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年中の給与収入等（※）のうち、いずれかの収入の減少が見込まれ、その減少額が令和元年中の額と比較して3/10以上
- ② 令和2年中の給与収入等（※）の合計額の見込みが令和元年中の額から減少し、個人市民税の非課税限度額以下
- ③ 給与収入等（※）のうち、上記①以外に係る令和元年中の所得合計額が400万円以下
- ④ 申請日時点で、生活保護を受給していない世帯

※給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入

おたるワーケーション推進事業費【繰越明許費】

450万円

(繰越明許費 450万円)

新たな働き方に対応した企業誘致のアプローチとして、首都圏の法人企業を対象にモニターツアーを実施

- ツアーコンテンツ：観光エリアの視察、テレワーク体験、オフィス物件紹介等

《その他の新型コロナウイルス感染症対策関連予算》

地域外来・検査センター事業費

625万3千円

冬季間における発熱者の増加に対応するため、地域外来・検査センターで、新型コロナウイルス感染症等の行政検査を実施

- 開設期間：令和2年12月5日～令和3年3月31日のうち土日祝日

受診・相談センター設置事業費

3,094万2千円

インフルエンザの流行期に備えて、発熱者の受診・相談体制を構築するため、24時間対応の電話相談センターを設置

- 開設期間：令和2年11月16日～令和3年3月31日

(そ の 他)

[歳 入] 財政調整基金繰入金

312万7千円